

月日	支出 書 番号	摘 要	収入額	支払額	残額	費 目							
						研修会・ 会議費	資料購入及 び作成費	広報費	使用料及 び借上料	通信運搬費	旅費及び 交通費	事務雑費	会派共用費
4	15	0001 政務活動費（4～6月分）	210,000		210,000								
4	15	0002 会派共用費（4～6月分）		90,000	120,000								90,000
7	12	0003 政務活動費（7～9月分）	210,000		330,000								
7	12	0004 会派共用費（7～9月分）		90,000	240,000								90,000
8	2	0005 研修会受講代		30,000	210,000	30,000							
8	2	0006 研修会旅費・交通費		40,380	169,620						40,380		
10	15	0007 政務活動費（10～12月分）	210,000		379,620								
10	15	0008 会派共用費（10～12月分）		90,000	289,620								90,000
1	15	0009 政務活動費（1～3月分）	210,000		499,620								
1	15	0010 会派共用費（1～3月分）		90,000	409,620								90,000
2	5	0011 広報費（ささうち和志通信）		79,850	329,770			79,850					
		0012			329,770								
		0013			329,770								
		0014			329,770								
		0015			329,770								
		0016			329,770								
		0017			329,770								
		0018			329,770								
		0019			329,770								
		0020			329,770								

預金利息	0
------	---

合 計	30,000	0	79,850	0	0	40,380	0	360,000	510,230
-----	--------	---	--------	---	---	--------	---	---------	---------

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号 2

会 派 名	公明党議員団	令和6年4月15日 発行
		令和6年度
議 員 名	笹内 和志	費 目 会派共用費

下 記 の 金 額 を 支 出 す る 。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額		¥	9	0	0	0	0

ただし

会派共用費（4～6月分）

備 考

・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）

円

支払い額 按分率

円 × / = 円

・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。

図書名（

様式第2号

会 派 共 用 費 領 収 書

令和 6 年 4 月 15 日

議員名 笹内 和志 様

会 派 名 公明党議員団

代 表 者 吉田 章浩



下記のとおり会派共用費として受領しました。

記

受領した額 90,000円

その内訳 令和 6 年 4月 ～ 6月分

以上

政 務 活 動 費 支 出 書

		支出書番号	4																
会 派 名	公明党議員団	令和6年7月12日 発行																	
		令和6年度																	
議 員 名	笹内 和志	費 目 会派共用費																	
下 記 の 金 額 を 支 出 す る 。																			
<table><tr><td></td><td>百</td><td>拾</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>円</td></tr><tr><td>金 額</td><td></td><td>¥</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>					百	拾	万	千	百	拾	円	金 額		¥	9	0	0	0	0
	百	拾	万	千	百	拾	円												
金 額		¥	9	0	0	0	0												
ただし																			
会派共用費（7～9月分）																			
備 考																			
・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）																			
円																			
支払い額 按分率																			
円 × / = 円																			
・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。																			
・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。																			
図書名（																			

様式第2号

会 派 共 用 費 領 収 書

令和 6 年 7 月 12 日

議員名 笹内 和志 様

会 派 名 公明党議員団

代 表 者 吉田 章浩 

下記のとおり会派共用費として受領しました。

記

受領した額 90,000円

その内訳 令和 6 年 7月 ～ 9月分

以上

政 務 活 動 費 支 出 書

支出書番号 5

会 派 名	公明党議員団	令和6年8月2日 発行
		令和6年度
議 員 名	笹内 和志	費 目 研修会・会議費

下記の金額を支出する。

	百	拾	万	千	百	拾	円
金 額		¥	3	0	0	0	0

ただし
研修会受講代

備 考 2 講座分

・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）
円

支払い額 按分率
円 × / = 円

・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。

・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。
図書名（

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

5

領 収 証

2024 年 8 月 1 日

笹内和志

様

★

¥30,000

但 8/1 14時～ 学校統廃合と公共施設問題
8/2 10時～ 公共施設更新費用と財政的な視点
研修会受講代として

上 記 正 に 領 収 いたしました

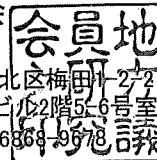
地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-2-2

大阪駅前第2ビル2階5-6号室

TEL 050-6868-9678



領 収 証

2024 年 8 月 1 日

笹内和志

様

★

¥30,000

但 8/1 14時～ 学校統廃合と公共施設問題
8/2 10時～ 公共施設更新費用と財政的な視点
研修会受講代として

上 記 正 に 領 収 いたしました

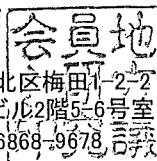
地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-2-2

大阪駅前第2ビル2階5-6号室

TEL 050-6868-9678



フヒー

お申込みは FAX または メール にて

お申込み後、事務局から折り返し「受講確認書」を一両日中にFAXまたはメールにて送付します。「受講確認書」に従って、事前に口座へお振込みください。



メール申込み方法

mail@chihogiken.or.jp



FAX申込み書

申込書に明記の上、FAXで050-6868-9679宛にお送りください。
参加される講座にチェックボックスへ チェックください。

in 東京	
8月1日 (木曜日)	10:00~12:30 ☐ 公共施設問題の基礎 14:00~16:30 ☒ 学校統廃合と公共施設問題
8月2日 (金曜日)	10:00~12:30 ☒ 公共施設更新費用と財政的な視点 14:00~16:30 ☐ インフラ老朽化の課題

in 京都	
8月7日 (水曜日)	10:00~12:30 ☐ 公共施設問題の基礎 14:00~16:30 ☐ 学校統廃合と公共施設問題
8月8日 (木曜日)	10:00~12:30 ☐ 公共施設更新費用と財政的な視点 14:00~16:30 ☐ インフラ老朽化の課題

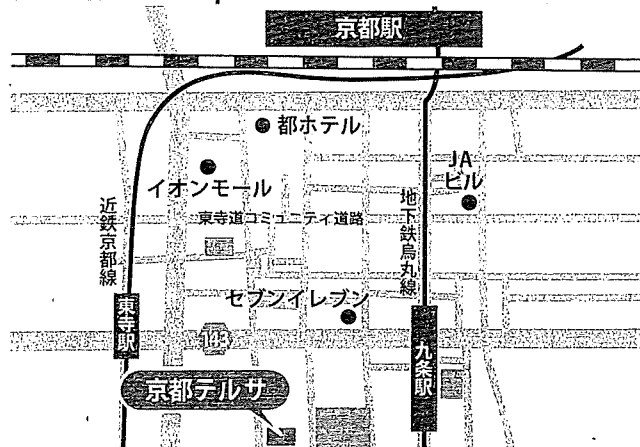
お名前	(フリガナ) ササウチ カズシ 笹内 和志	貴議会名	高槻市議会 (4期目)
電話番号	() - -	FAX番号	() - -
E-mail			
領収証宛名	ご本人様名 ・ その他 ()		
会場の参加を希望せず、 郵送サービスでのお申込みの方は チェックしてください		☐ 当日不参加(資料、USB動画データ、領収証 郵送希望) 動画データの無断転載等はいしに同意して申込みます ※定員がごさいますので、チェックされた方は来場されてもご入場をお断りさせていただきます。 必ず欠席される方のみチェックしてください。	
郵送先の住所	※郵送希望の方は ご記入ください		
郵便番号	()		

開催場所 in 東京
 4講座 | 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目1-1
 同場所 | 国際ビル2階 区画224 リファレンス賞会議室



- ▶ JR有楽町線 有楽町駅 国際フォーラム口より 徒歩1分
- ▶ 東京メトロ有楽町線 有楽町駅 D1より連絡
- ▶ 東京駅から 徒歩10分 ▶ 東京駅からタクシーで約500円

開催場所 in 京都
 4講座 | 〒601-8047 京都府京都市
 同場所 | 南区東九条下殿田町70



- ▶ JR京都駅(八条口西口)より南へ 徒歩約5分
- ▶ 近鉄東寺駅より東へ 徒歩約5分

受講料

1講座 15,000円(税込)

※チェックボックス1つにつき15,000円となります

受講料は「受講確認書」到着後に
事前にお振込みをお願いします。

※キャンセルは、7日前までにご連絡ください。

お問合せ
事務局

地方議員研究会

TEL 050-6868-9678

FAX 050-6868-9679

メール mail@chihogiken.or.jp

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル2階5-6号室

政 務 活 動 費 支 出 書

		支出書番号	6					
会 派 名	公明党議員団	令和6年8月2日 発行						
		令和6年度						
議 員 名	笹内 和志	費 目 旅費及び交通費						
下 記 の 金 額 を 支 出 す る 。								
金 額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	4	0	3	8	0
ただし								
研修会旅費・交通費								
備 考 宿泊費¥.11,400- 交通費 ¥.28,980-								
・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額）								
円								
支払い額 按分率								
円 × / = 円								
・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。								
・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。								
図書名（								

(参考様式)

領 収 書 等 貼 付 用 紙

支出書番号

6

領収証 Receipt

笹内 和志 様

¥11,400-

10%消費税対象額 ¥10,273 消費税 ¥1,027
消費税対象外 ¥100

但し ご宿泊ご利用分として(消費税等含む)
上記金額正に領収いたしました。

2024年08月02日 No. 240001789 R(1634865)
B(240008455)



銀座キャピタルホテル

茜

〒104-0045
東京都中央区築地3-1-5
03-3543-8211(代)
登録番号: T5010001026807
株式会社はとバス

担当者 M.Y

領収証 Receipt

笹内 和志 様

¥11,400-

10%消費税対象額 ¥10,273 消費税 ¥1,027
消費税対象外 ¥100

但し ご宿泊ご利用分として(消費税等含む)
上記金額正に領収いたしました。

2024年08月02日 No. 240001789 R(1634865)
B(240008455)



銀座キャピタルホテル

茜

〒104-0045
東京都中央区築地3-1-5
03-3543-8211(代)
登録番号: T5010001026807
株式会社はとバス

担当者 M.Y

コピー

領 収 書

Receipt

領収年月日 2024-7.16 登録番号: T1120001059675
金額 ¥28,980 (消費税等込み) 税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類
(4枚)
西日本旅客鉄道株式会社
高槻駅F3発行 60251-02

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

領 収 書

Receipt

領収年月日 2024-7.16 登録番号: T1120001059675
金額 ¥28,980 (消費税等込み) 税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類
(4枚)
西日本旅客鉄道株式会社
高槻駅F3発行 60251-02

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

コピー

様式第11号（その1）

出張実施簿（管外）

令和6年8月2日

高槻市議会議長 様

議員名 笹内和志



下記のとおり出張したので報告します。

出張の期間	令和6年8月1日（木）～ 令和6年8月2日（金）		
出張先	東京都千代田区丸の内3丁目1-1 国際ビル2F		
出張の目的	☒ 研修会・会議 ☐ 調査 ☐ 視察 ☐ その他（ ） *いずれかに○を付けてください。また、その他の場合は、その内容を記入してください。		
旅費額	交通費	宿泊料	合計額
	28,980円	11,400円	40,380円
参加費等その他必要な経費	30,000円		
費用総額	70,380円		

* 参考となる書類があれば、添付して下さい。

*参考となる書類があれば、添付して下さい。

公明党議員団議員研修 行程表
参加：吉田章浩・笹内和志・湯峯佳代子

8月1日(木)

JR 高槻駅ホーム集合 9:00 集合

高槻駅 9:12 発 (JR 京都線新快速) 京都駅 9:25 着

京都駅 9:39 発 (東海道新幹線のぞみ 84 号) 東京駅 11:54 着
(昼食)

東京駅 13:28 発 研修会場 13:45 着

※研修会場：国際ビル 2F

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 丁目 1-1 国際ビル 2 階

研修テーマ：学校統廃合と公共施設問題

研修時間：14:00～16:30

研修会場 16:40 発 ホテル 17:00 着

※宿泊先：銀座キャピタルホテル茜

〒104-0045 東京都中央区築地 3-1-5

Tel03-3543-8211

8月2日(金)

ホテルロビー集合 9:15

ホテル 9:20 発 研修会場 9:35 着

※研修会場：国際ビル 2F

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 丁目 1-1 国際ビル 2 階

研修テーマ：公共施設更新費用と財政的な視点

研修時間：10:00～12:30

研修会場 12:45 発 東京駅 13:05 着

(昼食)

東京駅 14:21 発 (東海道新幹線のぞみ 393 号) 京都駅 16:32 着

京都駅 16:44 発 (JR 京都線新快速) 高槻駅着 16:56 着

解散

地方議員研究会 〈出張報告書〉

テーマ: 公共施設特別講座

主催: 地方議員研究会 一般社団法人 CK セミナー事務局

日時: 2024年8月1日(木)～8月2日(金)

会場: 東京国際ビル2F (区画224 リファレンス貸会議室)

1日目

講義 1

「学校統廃合と公共施設問題」

立命館大学政策科学部教授 森 裕之 氏

【主要内容】

学校統廃合は公共施設問題の本丸

子どもの教育は国家・社会にとっての最大の課題である。

自治体の公共施設において学校が占める割合が最も多い。

学校は地方自治の歴史そのものであり地域との繋がりが非常に深い。

少子化の中で子どもの数が大きく減少してきている。

財政逼迫が進む中で学校は聖域化出来なくなっている。

子どもの教育環境を考える要素は多様で複雑なことから、各自治体は高い次元の判断と調整が求められる。

主な公共施設の延床面積の割合(2014年度)は、多い順に

- ・小学校27.8% ・公営住宅24.5% ・中学校17.0% ・体育館4.1%
- ・集会施設3.7% ・本庁舎3.5% ・公会堂／市民会館2.9%等である。

公立学校をどうするかは自治体の判断

国は1957年に『学校統合の手引』の作成、1958年に小・中学校の学校規模(学級数)の標準を定めている。しかし、学校規模を重視する余り無理な学校統合も見られた為、1973年に地域住民の理解と協力を得る努力や小規模校の利点を踏まえた総合的な判断もあり得るとする通達を発出している。

国が定める標準は「特別の事情があるときはこの限りではない」とされている弾力的なものであり、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点から踏まえ、各設置者はそれぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討しなければならない。

義務教育の目的

児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うために、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせる。

学校規模の適正化に関する基本的な考え方

- ① 教育的な観点
- ② 地域コミュニティの核としての性格への配慮
- ③ 地理的要因や地域事情による小規模校の存続

学校規模の適正規模

法令上、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上 18 学級以下」が標準

学校の適正配置(通学距離)

児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されなければならない。

徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で概ね4km以内、中学校で概ね6km以内という基準はおおよそ目安として妥当であると考えられる。

但し、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが必要である。

学校の適正配置(通学時間)

通学時間の観点から各市町村の通学条件の基準をみれば、「交通機関を利用した場合の通学時間」を基準として設定している市町村では概ね1時間以内と設定している。交通機関の活用により通学時間が長くなったり、毎日の徒歩の時間が減少したりすることに伴い、体力の低下や家庭学習の時間の減少といった様々な課題も生じ得る。児童生徒の疲労等に配慮し、長時間バスのいた状態から学校での活動に入るために心身の状態を円滑に切り替えていくことも必要である。

特に小学校の場合、通学距離や通学時間を検討する上では、低学年の児童と高学年の児童との体力の違いも考慮に入れる必要がある。

(障がいをもつ児童生徒の場合も同様)

1. 学校統合の適否に関する合意形成

「地域とともにある学校づくり」が求められていることから、児童生徒の保護者等の声を重視しつつ、地域住民や地域の学校支援組織と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めていくことが求められる。

課題の可視化と共有

地域住民は小規模校の教育上の課題を実感することや、学校規模の適正化による教育条件の改善をイメージすることが困難であることから、現状と統合後を比べた場合の教育活動の可視化について具体的なデータや資料に基づいた十分な情報提供を行うことが必要である。

統合の効果の見通しと共有等

学校を統合したばあいの効果に関する見通しを関係者間で共有する。

(学校規模、通学条件、施設設備の整備充実、カリキュラムや指導方法、教職員の人事配置など)

統合を行う場合の検討体制の工夫

地域コミュニティの核としての性格を有する小・中学校の統合の適否の判断は、行政が一方向的に進めるものではなく、関係者の理解と協力を得て行う。

- ① 地域や保護者の代表に検討委員会の委員として参画してもらう。
- ② 検討前や検討の途中で保護者や地域住民のニーズや意見を聴取するためにアンケートや公聴会、パブリックコメント等を行う。
- ③ アンケートを行うに当たっては、学齢の児童生徒の保護者のみならず、就学前児童の保護者や子育てを予定している世帯の意向も適切に把握する。
- ④ 広報誌やタウン誌等で検討委員会における検討状況をきめ細かく情報提供する。

首長部局との緊密な連携による検討

地域コミュニティの核としての性格を有する学校の統合の適否の判断は、積極的なまちづくり戦略の一環として行う必要や、統合を契機とした魅力ある学校づくりのために多額の予算支出を伴う可能性があることに留意し、特に施設整備については、域内の公共施設全体を対象として策定される「公共施設等総合管理計画」と調整を図る。

2. 魅力ある学校づくり

地域との協働関係を生かした学校づくり

保護者や地域住民の参画により学校運営の改善に取り組む「学校運営協議会制度」(コミュニティ・スクール)を積極的に導入するなどして、地域と学校のより密接な協働関係を構築していく。

魅力あるカリキュラムの導入等

統合を契機として、新たな先進的なカリキュラムの研究開発に取り組むことも考えられる。

施設整備面での充実

地域への学校開放を前提としてコミュニティスペースの設置、他の公共施設との複合施設化、学習内容や学習形態に応じた施設整備のなどを考える。

3. 統合により生じる課題への対応

スクールバス等の多様な交通手段の導入に伴う課題への対応

統合に伴いスクールバス等の多様な交通手段を導入する場合、徒歩時間の減少による体力の低下や放課後の遊びの時間や家庭学習時間の減少、児童生徒の疲労への配慮、障がいのある児童生徒への対応などを行う。

通学路の安全確保に関する対応

統合に伴い徒歩や自転車での通学距離が長くなる場合は、不審者による犯罪や交通事故の防止等のための取組の更なる徹底を行う。

児童生徒にとっての環境変化への対応

児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、新たな生活に戸惑いが生じることに配慮が必要である。

地域との関係の希薄化を防ぐ工夫

「学校が関わる地域が広がること」をメリットとして最大限生かす取組を工夫する。

地域の拠点機能の継承

学校は単なる教育施設ではなく、防災拠点、児童生徒の放課後・土曜日等の活動拠点、地域における文化・スポーツの活動拠点、地域のコミュニティの精神的支柱、合併前の旧市町村のつながりの象徴などの側面があることから、当該学校が持っていた多様な機能をどのように地域社会において維持・発展させていけるのか等について、丁寧な議論を行っていく必要がある。

【所感】

今回の講義の中で、自治体が所有する公共施設の延床面積の割合を数値化されたのを学び、小中学校を合わせると44.8%と全体の4割を超えており、学校の統廃合は喫緊の課題であることを改めて痛感しました。

本市においては、小学校41校、中学校18校、小中学校合わせると59校在り、この割合と然程違いはないと思われます。この小中学校の多くは、本市がベットタウンとして人口急増した昭和40年代に建設され、築50～60年の建物が多く、そろそろ建て替えの時期に差し掛かっています。

また、少子化が進む中で、本市の出生数もピーク時の約半数となっており、学校の児童生徒数は、今後も減少傾向が続くと見込まれます。

このような、本市の子どもの教育環境、少子化対策、建物の老朽化対策を考えると、本市においても、学校の統廃合は、避けてはとおれない必然的な課題であることを、改めて感じました。

本市では、令和2年度に4中校区で赤大路小学校と富田小学校を統合して、義務教育学校を創る構想がありましたが、地域住民の理解が得られず、残念ながらこの構想は、一旦凍結ということになりました。

幸い本市は他市に比べ、コンパクトな都市ですので、通学距離や通学時間には恵まれているほうだと思いますので、先ずは、お手本となる義務教育学校を1校、なるべく早期に創ることが望まれます。

前回の教訓から、何よりも地域住民の方の理解賛同が得られるように、行政はもとより、我々議員も汗をかき実現していきたいと思います。

2日目

講義2

「公共施設更新費用と財政的な視点」

立命館大学政策科学部教授 森 裕之 氏

【主要内容】

自治体財政の基本的考え方

自治体財政の基本は「歳入の見込みの範囲で歳出を行う」(量入制出)

※国・地方の財政制度全体では逆の「量出制入」が基本

公共施設の建設費等に対する財政負担が大きくなれば、その分だけ他の行政分野に対する財政負担を抑制しなければならない。

個々の分野への対応に囚われることで、全体の財政問題が見えなくなる。

(「木を見て森を見ず」)

個々の分野に対する財政要求は、その地域社会における価値の優先度を決める上で意味があるが、他方では財政運営全体としての視点も持たなくてはならない。

地方財政の歳入の内訳(令和4年度決算)

主な一般財源

地方税 440,522億円(36.1%)

地方交付税 216,158億円(17.7%)

主な特定財源

国庫支出金 266,657億円(21.9%)

地方債 87,812億円(7.2%)

公共施設等の財政制度

公共施設等の財政の基本的枠組み

建設段階:国庫支出金、地方債、一般財源

維持管理・補修段階:一般財源

地方自治体は公共施設等の建設に伴う公債費、維持管理費、補修費等を負担する。

実施面では、地方自治体が公共施設等の8割を担ってきた。

財源面でも、国の経費負担分は3割台半ばから4割程度である。

公共施設の建設後の財政負担

(公共施設の建設後の補修・維持管理費等)

一般財源(地方税・地方交付税等)

財政支出の内訳 ↓

補修費 維持管理費 公債費

公共施設等の更新(建替)費用の推計

公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用

近年における1年あたりの投資的経費

111 団体計

新規整備費用等 4,361 億円 更新費用 3,235億円 合計7,596億円

↓

今後40年後における1年あたりの更新費用 8,495億円

文化施設の維持・更新費の推移①

文化施設:今後30年間の改修・更新費用(長寿命化を行わない場合)

建設費(1994年～2018年):959,710百万円

大規模改修費:2,333,913百万円

更新費:5,825,260百万円

文化施設の維持・更新費の推移②

文化施設:今後30年間の改修・更新費用(長寿命化を行う場合)

建設費(1974年～2018年):959,710百万円

大規模改修費:1,001,503百万円

長寿命化改修費:2,684,348百万円

更新費:1,446,501百万円

公共施設の財政運営の規定要因

利用者数

・将来の利用者の見込み。

普遍的利用

・特定の利用者のみに偏りがいないか。

社会的意義

・社会政策性(社会的弱者、ダイバーシティなど)

・社会規範性(歴史、文化、平和、人権、環境、健康、美、自尊、その他)

・地域づくり性

財政負担

・受益者負担問題

PFIの主な特徴

① 性能発注

細かい仕様や条件を規定せず、業務要求水準書でアウトプット(性能)を規定して発注することにより、民間事業者の創意工夫・裁量を大きくすることが一般的である。

② 一体発注

これまで段階ごとに個別に発注していた業務をまとめて発注することにより、事業全体の効率化、運営企業のノウハウを活かした整備、公共の発注事務負担の軽減が期待できる。

③ 複数年度契約

これまで年度ごとに発注していた業務をまとめて発注することにより、公共の発注事

務負担の軽減が期待できる。また、民間事業者にとって中長期的に安定した事業機会が確保できる。

④ 附帯事業

民間事業者のノウハウを活用し、附帯事業(収益事業)と一体的に管理運営を実施することにより、公的財政負担の削減とサービスの質の向上が期待できる。

<u>PFIの主な類型</u>	PFI事業全体における割合
サービス購入型	約70%
独立採算型	約10%
混合型	約20%

英国会計検査院の報告書

PFIによる建設費は直営よりも高くなる傾向

運営コストは、PFI事業による外注サービスを考慮すれば、直営以上のコストがかかっている。

PFIの借入金の金利は、2013年時点で公債よりも5%も高かった。

PFIの場合には事業破綻リスクに備えた保険料や外部のアドバイザー費用や管理費用などのコスト負担が発注している。

➡PFIは直営に比べて、学校で40%、病院で70%も高い。

↓

英国財務省は今後の新規案件に対してはPFIを用いないことを表明

自治体がPFI導入を考えると

自治体の不得意分野

飲食店、小売店、イベントショップなどの併設は自治体の不得意な分野であり、民間の力を導入する意義が考えられる。

職員不足

職員削減により、公共施設の整備計画や運営などに余力がない場合、民間に丸投げする。

遊休施設・空間

活用アイデアがない場合に、民間に丸投げする。

運営収益による委託費の削減

公共施設の運営にともなう収益を保障することで、委託費が削減できる。

公共施設と指定管理者制度

「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に

民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」(平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号総務省通知)

(改正前)管理委託制度

○公の施設の管理主体は出資法人、公共団体、公共的団体に限定。

↓

(改正後)指定管理者制度

○公の施設の管理主体は法人その他の団体であれば特段の制限は設けず。

指定管理者制度の目的

公の施設の管理主体を民間事業者、NPO 法人等に広く開放する。

具体的には、(1)民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上。

(2)施設管理における費用対効果の向上。

(3)管理主体の選定手続きの透明化。

指定管理者制度の課題

自治体が指定管理者に公共施設の運営に関する協定を結んだ後は、自治体の運営者としての意識が小さくなる。

指定管理者が公共施設で直接向き合うことになるため、住民の要望が自治体に伝わるのに時間がかかったり、要望そのものが適切に伝わらなかったりする。

経費縮減の優先によるサービスの質の低下が生じたり、指定期間ごとに指定管理者が変わることでサービスに継続性や連続性を保ちにくくなったりする。

指定管理者を公募しても、応募者があられにくい。

自治体の各部署が施設の性格や将来のあり方を適切に踏まえないで公募してしまう。

【所感】

この講義では、公共施設の建築費の占める割合が大きくなれば、自治体の財政負担も大きくなることから、国の交付金を活用した財政運営が大事であること。

公共施設の長寿命化をしないよりも、した方が全体コストを軽減できること。

民間の PFI 事業で行った方が、直営よりコストが高くつくことがあることを学びました。

非常に驚いたのは、「PFI は直営に比べて、学校で 40%、病院で 70% も高い」という英国会計検査員の報告です。

民間の PFI 事業で発注したほうが、コストがかからないと思っていましたので、本市においても PFI で事業を実施していることから、検証することが必要と考えます。

指定管理者制度においては、確かに責任の所在やスピード感など、様々な課題はありますが、民間事業者の優れたノウハウを活かした運営も期待でき、コスト面も軽減できることから、今後も継続していくことが望ましいと考えます。

以上

学校統廃合と公共施設問題

公共施設の最重要課題

公共施設更新費用と財政的な視点

公共施設の老朽化を財政問題として捉える重要性

4-1

6

政 務 活 動 費 支 出 書

		支出書番号	8
会 派 名	公明党議員団	令和6年10月15日 発行	
		令和6年度	
議 員 名	笹内 和志	費 目 会派共用費	
下 記 の 金 額 を 支 出 す る 。			
金 額	百	拾	万 千 百 拾 円
	¥	9	0 0 0 0
ただし			
会派共用費（10～12月分）			
備 考			
・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額） 円 支払い額 円 × 按分率 ／ = 円			
・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。 ・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。 図書名（			

様式第2号

会 派 共 用 費 領 収 書

令和 6 年 10 月 15 日

議員名 笹内 和志 様

会 派 名 公明党議員団

代 表 者 吉田 章浩



下記のとおり会派共用費として受領しました。

記

受領した額 90,000円

その内訳 令和 6 年 10月 ～ 12月分

以上

政 務 活 動 費 支 出 書

		支出書番号	10																
会 派 名	公明党議員団	令和7年1月15日 発行																	
		令和6年度																	
議 員 名	笹内 和志	費 目 会派共用費																	
下 記 の 金 額 を 支 出 す る 。																			
<table><tr><td></td><td>百</td><td>拾</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>円</td></tr><tr><td>金 額</td><td></td><td>¥</td><td>9</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>					百	拾	万	千	百	拾	円	金 額		¥	9	0	0	0	0
	百	拾	万	千	百	拾	円												
金 額		¥	9	0	0	0	0												
ただし																			
会派共用費（1～3月分）																			
備 考																			
・ 按分による場合 政務活動費充当額（上限額がある場合その額） 円																			
支払い額 按分率 円 × / = 円																			
・ 広報紙については、支出書に印刷物見本を添付すること。																			
・ 図書を購入する場合は、図書名を明記すること。 図書名（																			

様式第2号

会派共用費領収書

令和 7 年 1 月 15 日

議員名 笹内 和志 様

会 派 名 公明党議員団

代 表 者 吉田 章浩



下記のとおり会派共用費として受領しました。

記

受領した額 90,000円

その内訳 令和 7 年 1 月 ～ 3 月分

以上

図書名 (



発行元 高槻市議会議員 笹内 和志

電話 072-674-7250

〒560-0067 高槻市桃園町2番1号(公明党議員団控室)

FAX 072-671-9373

11

3月 定例会

当初予算議会に向けて

予算要望書を提出

※裏面に掲載

来る3月定例会では濱田剛史市長の「令和7年度・施政方針大綱」、「新年度当初予算」が示されます。

これに先立ち、皆様から頂いてきたお声にもとづき、高槻市公明党議員団として、昨年の11月15日に、令和7年度の施策と予算編成に関する要望書を提出させていただきました。



濱田剛史市長と高槻市公明党議員団(2024/11/15)

昨年12月
定例会で
補正予算が成立

物価高騰支援策を迅速に!

重点支援地方創生臨時交付金を活用し、高槻市独自の事業も実施

1 第7弾プレミアム商品券事業

- 全国随一のプレミアム率150%
(デジタル券は162.5%)で家計と地元のお店を応援
- 今夏に発行予定!

今後の広報と郵送物にご留意を!

2,000円/1口で購入 デジタル5,250円分 紙5,000円分



最大500 お得

150%
プレミアム



or



2 住民税非課税世帯等給付金事業

- 対象世帯に3万円を給付
- 同世帯の子ども加算あり

2万円/人



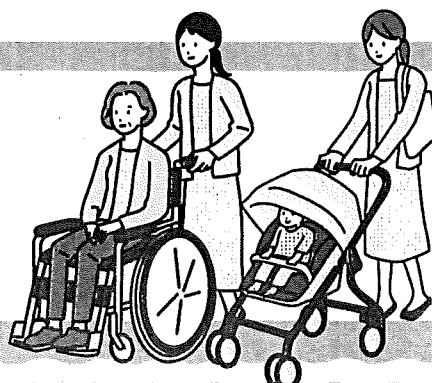
スケジュール概要

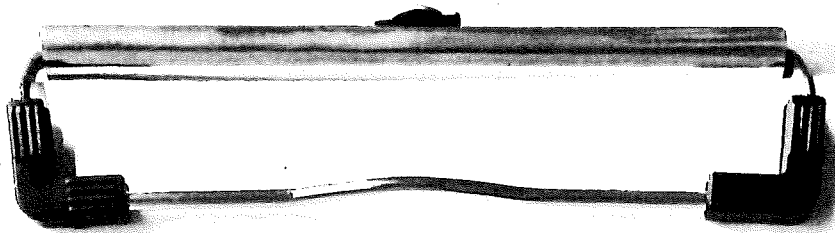
- | | |
|------|---------------|
| 1月下旬 | 対象世帯に郵送通知 |
| 2月中旬 | ①プッシュ型給付世帯へ振込 |
| 2月下旬 | ②プッシュ対象外世帯へ振込 |
- ※②は申請要! 令和7年7月31日まで!

お問合せ先! 給付金コールセンター: 0120-992-347

3 事業者等への事業継続支援

- 幼稚園・保育施設、障がい児通所支援事業所への支援
- 社会福祉施設(高齢者・障がい福祉)への支援
- 保険医療機関、保険薬局への支援

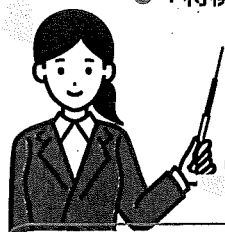
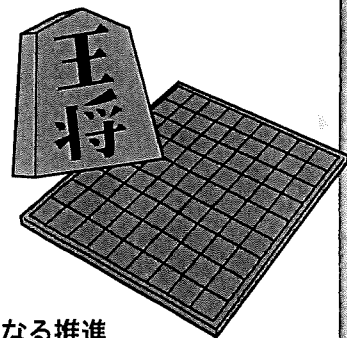




- 重点施策4テーマ、各施策については215項目に取りまとめた要望書を濱田市長に提出（2024/11/15）
- それぞれ、「市民のお声」にもとづき、また、これまでの本会議や決算審査特別委員会などの委員会質疑で、要望してきたもので、具体化に向けた取組を重ねていくところです。
- 濱田市長よりは「方向性を同じくする公明党議員団からの要望に対し、財源の確保を図りながら1つずつ、実現にむけた検討を行う（要旨）」とのコメントがありました。

重要施策

- ①物価高騰対策…生活者と事業者支える支援を！
- ②持続可能な社会の実現
 - 人口減少対策や子育て世代・若者世代に対する支援の充実・強化
 - 今後の公共施設等の管理・更新のあり方や持続可能な水道事業の取組などを要望
- ③市民の安心と健やかな暮らしを守る
 - 防災・減災、災害時体制の強化・充実
 - 地域共生社会の実現と健康長寿ナンバーワンに向けた取組
 - いじめや不登校、児童虐待をはじめとする子どもたちの安全安心を守る取組のさらなる推進
- ④市内のにぎわいの創出
 - 「将棋のまち高槻」のまちづくりや「中心市街地等の整備」を推進



主な各施策に対する要望

物価高騰対策・経済活性化

- 第7弾プレミアム商品券事業→昨年12月議会で実現
- 低所得世帯（非課税世帯以外）への支援
- 事業者支援や省エネ買い替え促進 他

防災減災

- 速やかな災害復興につながる「登記所備付地図」の整備
- ブロック塀除却補助金制度の対象要件等の見直し
- 避難所非常電源の強化・充実 他

子育て・教育

- 保育園（所）待機対策 ●0-2歳児保育の実質無償化
- 公立学童保育の保育指導環境の改善・充実
- 民間学童の利用料金負担の軽減
- 通学路など学校安全の充実・推進
- 学校図書館の充実 他

まちづくり・都市整備

- 持続可能な本市独自の交通体系
- JR高槻駅南地区の再整備に対する支援
- 富田地区の鉄道高架化やJR&阪急間の商店街道路の整備、JRアンダー箇所の安全対策
- 街路樹管理や私道修繕助成制度の検討 他

市民生活・にぎわいの創出

- 空家対策の充実・強化
- 特殊詐欺被害対策の強化・充実
- 自治会・地区コミュニティの活性化に対する支援 他

地域共生・健康福祉

- 障がい者差別解消条例の制定
- 軟骨電動イヤホンを含め高額な補聴器の購入助成など加齢性難聴に悩む高齢者への支援
- 福祉現場における人材確保と ●認知症施策の介護ロボットの積極的な活用 総合的な推進 他

